

令和3年5月26日

【国土政策企画官】 それでは、ただいまから国土審議会計画推進部会国土管理専門委員会の第21回会議を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。国土政策局総合計画課の小田桐と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の会議は、ウェブ会議形式で開催させていただきます。また、これまでの会議と同様に御希望される方にウェブにて傍聴いただいております。なお、ウェブ会議の運営方法につきましては、前回と同様とさせていただきます。円滑な進行のため、委員の皆様におかれましては、御発言されることを除いて音声の設定をミュートとしていただき、御発言の御希望等ございましたら、チャットでお知らせいただければと存じます。そのほか何かございましたら、事務局までお知らせください。

本日、大原委員は所用のため、欠席と御連絡をいただいております。また、一ノ瀬委員におかれましては、17時頃に御退出予定と伺っております。本日は9名の委員に御出席いただいております。国土管理専門委員会設置要綱の4に定められております会議の開催に必要な定足数を満たしておりますことを申し添えます。

それでは、これ以降の議事運営は中出委員長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【中出委員長】 それでは、本日の議事に入らせていただきます。本日、最終の専門委員会でまとめに向けて最後の御議論をお願いしたいと思います。議事次第を御覧ください。これまでの議論を取りまとめた「国土の管理構想（案）」についての議論をしていただきたいと思います。その上で、「国土の管理構想」を踏まえた今後の取組と課題について議論いただき、2021年の本委員会の報告書として取りまとめたいと思っております。

初めに事務局から、本日の資料を一通り説明いただいた上で、それぞれの議事1と2に分けて、議論をいただきたいと思います。前半の議事となる「国土の管理構想（案）」については、これまでの議論に基づき資料1-2で提示していただいている第2部にまとめております。それから、後半の議事となる今後の取組の部分については、資料1-1の第3部と資料2が主な資料となっております。全体を通じて16時頃をめどに議事を終了できればと

考えておりますので、御協力のほどよろしく申し上げます。

それでは、議論に入る前に事務局より、本日議論する内容について、資料に基づいて説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【専門調査官】 国土交通省国土政策局総合計画課の谷垣です。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、今も中出委員長からありましたけれども、まず資料構成について確認させていただきます。資料1-1については、昨年から今年1年間のこの委員会での検討を取りまとめたものということで、毎年、上位部会である計画推進部会に報告することになっておりますので、その報告書です。資料1-1の内容構成ということで、第1部が検討の経緯、第2部が国土の管理構想（案）、これが資料1-2として今、別冊とさせていただいているものです。報告書としては本日、この管理構想（案）について取りまとめていただいたものがここに挿入されるという形になります。

それから、第3部として、管理構想に基づいて今後取組をどう進めていくのかといった今後の取組と課題について記載しております。「国土の管理構想（案）」を含むこの報告書につきましては、本日御議論いただきまして、6月下旬に予定されている計画推進部会に御報告させていただきます。それを受けまして、国土交通省国土政策局として、この「国土の管理構想」の取組を進めていくという段階に入っていきたいと考えております。

まず、内容についてですけれども、資料1-2を御覧いただければと思います。基本的にはこれまでに御説明させていただいた資料とか、御議論いただいた内容を踏まえて整理したのになりますので、およその構成やポイントの確認のみさせていただければと思っております。

資料1-2の2ページ目、3ページ目で目次を載せていますけれども、この全体、「国土の管理構想」ということで、第1章が全体の計画体系とか、あるいは国土全体の課題、管理の在り方、国、都道府県、市町村、地域の各レベルで管理構想を推進していくために求められる役割といったことを記載している部分になります。その上で第2章、第3章で都道府県、市町村、地域で管理構想に取り組む際にどのような情報、あるいは手順、記載内容でつくっていただきたいのかといった、策定に当たっての指針となるような内容をここに詳細に記載しているという形になります。

4ページ目から第1章となりますけれども、最初の1ポツの（1）国土の管理構想というところで、これまでの経緯として国土利用計画、あるいは土地基本法といった経緯とかいっ

たことを踏まえて、国土管理の重要性が増しているということを記載した上で、管理構想については、人口減少下の国土管理の適切な在り方を構築して、それを実施していくための国土利用計画の実行計画としての役割を担うという位置づけ、ねらいについて記載させていただいております。

4 ページ目の下から計画体系ということで記載しておりますけれども、5 ページ目の下半分にございますとおり、国土の管理構想と国土利用計画の関係性を整理しております。国土の管理構想の第1章で、国土管理の課題と管理の在り方に掲げるような内容が、次期国土利用計画の基本方針といった土台になっていくということや、国土の管理構想についても国土利用計画の改定を踏まえて、必要に応じて改定を行っていくといったような位置づけについて記載しております。

6 ページ目、7 ページ目で、都道府県、市町村、地域の位置づけについても記載させていただいております。

8 ページ目からの2ポツ、人口減少下の国土管理の課題と管理の在り方については、前回、前々回の委員会でかなり詳細に御検討いただいたセクションで、その内容がここに入っているという形になっております。国土利用計画の次期計画に向けても土台となりますし、また、都道府県、市町村、地域等においても、こういった在り方を考慮して検討していただきたいという内容になります。27ページまでこの内容が続いていくという形になります。

飛びまして、28ページ目からの役割分担というところでは、都道府県、市町村、地域の各レベルで取組を推進していくときにどういう役割が求められるのかといった大枠を整理させていただいております。

29ページ目以降では少しデータの御紹介が並んでおりますけれども、これについては前回御説明させていただきましたもので、市町村とかが優先的に管理構想に取り組む地域を検討するに当たって、例えば集落人数とか、人口の変化率、高齢化率からこういったふうを考えればいいのかという参考になる情報を幾つかの視点から整理させていただいたものになります。

第1章としては、最後に41ページ目からモニタリング・見直しということで、前回御確認いただいた内容がベースになっておりますけれども、国、都道府県、市町村、地域について考え方を記載しております。都道府県以下については概要を記載させていただいておまして、それぞれ第2章、第3章で詳細を記載するという形を取っております。

第1章が以上になりまして、43ページ目からは第2章の都道府県における管理構想となります。基本的な内容は第19回の委員会で御確認いただいたものを記載しておりますけれども、第19回の委員会で都道府県へのヒアリングも行ったほうがよいのではないかという御意見もいただきました。この間に幾つかの県に国土利用計画の担当部署とか、あるいは中山間地域の支援などを行っている個別分野の部署にそれぞれヒアリングさせていただきまして、結果として、特に共通していたのが具体的な国土管理とか地域づくりという点で、市町村とか地域レベルの取組が重要であって、また、そうしたところで課題について話し合いをしたり、連携したりするということが非常に重要であることと、その一方で都道府県としては、国土管理という漠然とした内容だけではなくなかなか部局間の連携が難しく、地域の具体的な課題に対応して、都道府県の関係部局がその課題にどう対応するのかということと連携するということや、あるいは必要な政策を市町村とか地域に適用していくという形が現実的だという話がありました。

それから、幾つかの県だと職員が地域に入って直接地域の取組を支援しているところもあるのですが、取組意欲が低い市町村においていきなり都道府県が入っていくという支援は難しく、まずは市町村に対して情報をしっかり提供したり、その上で意欲があるところに対して職員が入って行って、先ほど申し上げたように、地域の課題に対応した部局に声をかけて調整したりとか、必要な自助を調整して地域に出ていくというコーディネートの役割を担うことが現実的かつ効果的だということについて、ヒアリングとして御意見をいただきました。

こうしたことを踏まえまして、基本的な情報を整理するとか、あるいは広域的な視点から、各分野の重要な管理すべきエリアを整理していくという構成については今までの整理のとおりですが、特に市町村とか地域に対する支援ということで少し具体的に記述を追加させていただいております。

その部分が46ページになりますけれども、特にこの中では一元的に情報をデータベース化するなどして、市町村とか地域に提供していくことが非常に効果的で重要であるといったこととか、農業普及員とか林業普及員といった専門職員の支援が重要、さらにそういった専門職員だけではなくて、一般の普通の職員の方も含めて、マンパワーとして地域の支援に当たっていく。そのときに課題に応じて都道府県内の関係部局の調整を行って、地域のニーズを施策に反映していくことが重要であるというようなことを、ヒアリングを踏まえた結果として少し記載させていただきました。それ以降の部分については、以前の委員会でも

御紹介した事例も含めて、整理して記載しております。第2章についてはおおむねこのような内容になっております。

51ページ目からは第3章で、市町村、地域における管理構想の策定というセクションになります。主に前回、冒頭に書いてあるような意義とか、あるいはそのプロセスについてかなり詳細に御議論いただいたかと思しますので、基本的にはその内容を踏まえて、御意見を反映して作成しているという形になります。

52ページの2ポツに、市町村管理構想・地域管理構想の策定に当たっての留意事項がありますけれども、ここについてはこれまでの御議論でもいただいているようなことも含めて、市町村とか地域で取り組むに当たっての留意事項を整理しております。例えば地域管理構想については、市町村全域で網羅的に策定するというより、まずは優先度を考えて強弱をつけて取り組んでいくということとか、地域管理構想についても、いきなり管理構想を全部完成させることを前提にするのではなくて、現状把握とか話合いから段階的に取り組むのが重要であるというようなこと。それから、全ての土地についていきなり何らかを取組を行うということではなくて、まずは優先的に持続していきたい土地を決めて、できることから段階的に実施していくというようなこととか、あとは複数集落、それから上下流のような広域集落の連携、集落と無住化する可能性も考慮した取組といったことの考慮や必要性といったものを最初に留意事項として整理させていただいています。

その上で、53ページ目の下の部分からの3ポツで、地域管理構想と市町村管理構想の一部、第1章の記載とも重複するんですけども、計画体系、位置づけ、記載内容といったものを整理しているところです。

55ページ目からの4ポツ、市町村管理構想の策定プロセスというセクションでは、市町村管理構想のプロセスを整理しているんですけども、振り返りになりますが、最初のところに書いてありますとおり、まずはステップ①として暫定として基本情報から現状把握とか将来予測、将来予測としては現状持っている情報から分かる10年後の耕作者の平均年齢とか、そういった見通しを立てると。それを踏まえつつ、ステップ②として対応すべき課題と管理すべきエリアを整理すると。それに当たっては、ステップ②-2から4にありますとおり、市町村内の意見交換とか地域の聞き取り、広域的な視点から、都道府県とかが表示しているような、例えば水資源とか生物多様性の観点から、広域的にどういうことを考えなければいけないのかということ踏まえて、整理していくという形にしております。その上で、このステップを通して整理してきたものを市町村管理構想、あるいはそれを図示した市

町村管理構想図として策定していくという流れを示しております。

市町村管理構想のプロセスについては、前回の委員会であまり御議論の時間が取れなかったこともございまして、委員会後に委員の皆様には照会させていただいて、個別にいただいた御指摘を盛り込んで、各内容を一部詳細化して整理させていただいているということになります。市町村管理構想のプロセスについてはこの4ポツで整理させていただいて、続いては65ページから地域管理構想の策定プロセスということで、前回かなり御議論いただいた部分の記述になります。

ステップの流れについては、66ページから67ページに図示しているところです。前回、事前準備についてステップゼロということで整理させていただいております。地域主導の場合と市町村主導の場合のステップゼロということがあったんですけども、ここについては参加のデザインとして非常に重要だという御指摘もいただきまして、実際このプロセスの中でも、準備段階で実際どういう人に参画を呼びかけていくべきか、あるいはどういう情報を入手して準備していくのがよいのかといったこともかなり詳細に整理しておりますので、ここをステップ①と整理し直して、ステップ②からが実際にワークショップを行う段階であるという形で少し整理し直しております。

67ページの(1)から84ページの(5)まで、このステップごとに実施していただきたい内容と、それから目的、入手・活用するとよい情報、検討事項といったようなことを順を追って整理させていただいております。これについて詳細は前回御議論いただいておりますので、内容の説明は割愛させていただきますけれども、前回御意見としてあったのが、実際にワークショップをどうやるのか、あるいはそのときの流れみたいなものは柔軟に対応できるようにすべきであるということもございましたので、86ページの(6)として、(1)から(5)でステップごとの説明をした後に、開催回数を目安とか、あるいはそれに対応するステップを記載させていただきました。

それから、その地域の状況に応じて柔軟に対応していくべきということとか、幅広い参加者を得るために、時間や場所について配慮すべきということ、あるいは合意形成の段階に入るステップ③、④については、多くの参加者を得るように配慮すべきということについて、御意見を踏まえて整理させていただきました。

あと1点、地域管理構想のプロセスの中で、戻って大変恐縮ですけれども、80ページを御覧いただけますか。ここではステップ③の地域管理構想図を検討する際のフロー図ということで、これまで何度も御確認いただいているものですが、前回、判断保留になる

土地を位置づけけたほうがよいということもありまして、フロー図の中に整理させていただきました。第2段階の将来の可能性を考慮したり、あるいは悪影響を判断した上で実際に将来の方向性を考えていく、あるいは具体的な取組を考えていくという段階以降で、その判断がつかない場合があるのではないかとということで、判断保留の土地をフロー図の右側に付け加えているという形になります。判断保留の土地についても、判断ができないからそのまま放置してしまうということではなくて、基本的には現在の土地利用管理を維持するように努めてもらいたいということかと思っておりますので、80ページの23行目ぐらいのところに、そういった内容についても注意書きとして記載させていただいているという形にしております。

プロセスについてはこの流れで詳細を整理させていただいております、地域管理構想のプロセスを説明した後、86ページの6ポツから、地域管理構想の策定に関わることが想定される主体ということについて、前々回、御検討いただいた内容で整理させていただいております。

86ページの下から87ページ目の最初のところに基本的な考え方を整理させていただいておりますけれども、前々回、御議論としてあったのが、基本的に年齢・性別関係なく、幅広い方々に参画いただくべきであるという原則の中で、もちろん女性も入れるべきだということと、その下にいろいろプラスアルファこういう方を入れるとよりよいというものをカテゴリーとして整理しながら列挙させていただいたのですが、この中と女性を並べるのは、違うのではないかと御意見もありました。一方でまだまだ、特に農村地域のようところで旧来の意思決定プロセスに女性の参加が非常に少ないという実態も踏まえると、女性というのは特出しすべきだというお考えもあつたかと思っております。

こうしたことも踏まえまして、86ページ目の下から87ページの前半にかけて、原則論を書いてあるところで、幅広い参画が重要だと。その際の例示として、87ページの4行目ぐらいからですけれども、特に女性を例示させていただいて念を押すということをした上で、11行目以降で、以下に挙げるようなカテゴリーの主体が地域にないかということを検討プロセスの準備段階から考えて、どういう方に参加いただくのがよいかを検討してもらいたいという形で整理させていただきました。

以下のところでは各カテゴリーについて、既に御紹介した事例も含めて挙げさせていただいております。最後はこういったものの後で99ページ、今までも御確認いただいた市町村、地域のモニタリング・見直しということに記載させていただいております。

資料1-2については以上となりまして、前半の御議論でここを御確認いただいて取りまとめたいと思っております。

その上で資料1-1に戻りまして、先ほど申し上げたように6ページの第3部で委員会の報告書として、今後、管理構想に基づく取組をどう進めていくべきかということについて整理しています。

最初の段落ですけれども、国土の管理構想の普及を図って、それに基づいて特に市町村とか地域の取組を推進していくのが重要であるとしています。公表に際しましては、もちろん都道府県とか市町村にも情報提供を進めながら、今年度、既に御紹介させていただいたように、東栄町さんをはじめ幾つかの地域でモデル事業も進めながら、取組の効果も含めて分かりやすく整理したマニュアルを作成しながら、進めていきたいと思っております。こうしたことについてもここで記載させていただきました。

前回の委員会で、自治体との意見交換も進めていく必要があるのではないか、その上で支援策としてフィードバックすべきという御意見もありました。毎年国土利用計画の研修を自治体の方々に向けて実施しておりますので、まずはこういった場も活用して取組としてもしっかりブラッシュアップしていきたいと思っております。

次のパラグラフでは一元的な情報提供の必要性ということで、前回御紹介したLUCKYシステムを活用した整備とか、関係省庁の関係計画、それから支援策とも連携した今後の実効的な支援策の検討といったことについても記載させていただいております。今回、国土の管理構想の検討の中で各省の連絡会議も立ち上げておりましたので、その活用をしながら、その開催をしながら、こうした検討も引き続き進めていきたいと考えています。

3つ目の段落では、今後の国土利用計画・国土形成計画の見直しに入っていく予定であることも踏まえて、先ほどの国土の管理構想と利用計画の関係も含めて課題として整理されているところ、今後も継続して検討をやっていく必要があるということについて記載させていただいております。

それから、資料2も御覧いただければと思います。これについては、今後マニュアル等を作成することも念頭に置きまして、実際に地域管理構想図をつくるときに、フロー図に基づいて、積極的に利用する場所、手のかからない方法で管理する場所など色分けをして選択していくときに、実際その選択肢に応じてどういう取組内容が考えられるのか。その取組内容に応じてどういう各省の支援策があるのかといったことを一覧として少し整理したものです。これについてはこういった整理をさせていただいておりますので、今後、マニュアルな

どで情報を発信・提供をしていくときに、こういったものを分かりやすく伝えて活用してもらえるように促していければと思っております。

資料の説明としては以上になります。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、議事1、「国土の管理構想(案)」について、今、御説明いただいた前半の資料1-2の第2部の部分について議論をお願いしたいと思います。御発言の希望がございましたらチャットでお知らせいただければ、こちらで順次御指名させていただきます。いかがでしょうか。

【国土政策企画官】 よろしいでしょうか。本日、欠席の大原委員からコメントをいただいておりますので、この機会に御紹介させていただければと考えております。

【中出委員長】 先にそれをお願いします。

【国土政策企画官】 それでは私より、本日御欠席の大原委員からコメントをいただいておりますので、御紹介させていただきます。2点いただいております。

1点目でございますが、資料のタイトルが「国土の管理構想」となっておりますが、内容は国土という大きな枠組みだけでなく、国、都道府県、市町村、地域というそれぞれの管理構想について記述しているので、もう少し各レベルでの管理構想も書いてあることが分かるようなタイトルのほうが分かりやすいように思われました。副題をつけるのでもよいかもしれません。というのが1点目のコメントでございます。

2点目といたしまして、本日の資料ですと、資料1-2の75ページになりますけれども、図面の作成例として、空き家を図面にプロットすることが挙げられており、議論する際には重要な情報とは思いますが。しかしながら、先日の委員会でも意見を申し上げましたように、どの家が空き家なのかという情報は防犯上かなり危険な情報となりますため、やはり「防犯の観点から、安易にこれらのプロット情報をインターネット等で共有しない」など、情報の取扱いについて注意喚起しておく必要があると思います、という御指摘をいただいております。2点目につきましては、この御趣旨を留意事項などで反映するように事務局として検討したいと思っております。

以上でございます。

【中出委員長】 ありがとうございました。

私の意見ですけれども、1点目については、そもそも「国土」という定義は、国土利用計画法では第4条で全国、あるいは都道府県、市町村、それぞれの区域の部分の国土の利用に

ついでと書いてあるから、全てのレベルでの土地利用について「国土」という言葉を使っていますし、その第4条を受けた第5条、第7条、第8条という、特に第8条、第9条の都道府県の国土利用計画、あるいは市町村の国土利用計画のところでも、その市町村の範囲の国土についてと書いてあるから、全体として今回の取りまとめで「国土の管理構想」という言葉そのものを使うのは問題ないと思うのですが、その辺りもう少し分かりやすくどこかで、この管理構想（案）そのものを書くのか、あるいは各都道府県や市町村に流すときにその辺も分かるようにするのかというようなところでいいのではないかと私は思いました。

それでは、どなたからでも結構ですので、御発言をいただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、土屋先生、まずよろしく申し上げます。

【土屋委員】 土屋です。チャットには書いたんですけども、全体についての大きい意見もしくは話題ではなくて、比較的細かい話になるのですが、1つは、1-2の17ページです。森林に関係した森林環境譲与税について言及しています。今の議題ではなくて後々の、資料2のほうの議題にも関係しています。17ページの19行目についてですが、「市町村等における森林整備を促進するため、令和元年度に森林環境譲与税が創設されている」とだけ書いてあるんです。これについて、実は先ほど言いました資料2で様々な制度や仕組み等で使えるものという一覧表の説明を谷垣さんが最後のほうでされましたけれども、その表にも森林環境譲与税が載っていません。これについては、市町村への譲与税であって用途は市町村が検討するものなので、国から用途を拘束するような記述をするのは難しいということで、こういう表現になっているようです。

ただ、森林環境譲与税の法律を読んでもいただければ分かるのですが、法律では森林整備に関係したものに使いなさいということがちゃんと書いてあって、最低限の情報としてももう少し本文に書いてもいいだろうし、それから資料2のような様々な制度をまとめた表においても、森林環境譲与税は市町村がかなり自由に使えるお金であることは確かで、しかも森林に関係した用途のお金なので、ここに載せないというのはおかしいだろうと私は思います。私もこの譲与税については総務省の検討会に関わっていたので、少し検討していただければと思います。具体的に言いますと、「森林環境譲与税が創設されている」というところです。「森林環境譲与税が創設されており、市町村で十分な検討の上、その活用が図られるべきである」等の、言ってみれば当たり前のことですがね。そういうことを書いて、その部分を資料2に森林環境譲与税という表現を載せて、ちゃんと使えるお金があるという

ことを示すべきであると思いました。それが1点です。

あと、すごく簡単なのがもう1個あります。88ページですけれども、ずっと後のほうです。私も見ないと分からない。メモだけ見ていたので。いろいろな方に参画していただくというところで、「労働世代」という言葉が出てくるんです。今までスルーしていたのですが、「労働世代」という言葉があるかいなと思ひまして、普通、就業人口という言葉もあつたりして、言うのだったら「就業世代」ではないかと。単純に使い方ですけれども、労働というのはいかに歳を取っても労働はするわけで、できるわけでという気がするんです。これは簡単なものです。以上です。

【中出委員長】 ありがとうございます。事務局、よければ1点目の森林環境譲与税のところについて対応をお考えいただけますか。

【専門調査官】 これについての記載ぶりは関係省庁にも確認する必要があるかと思ひますので、御意見を踏まえて検討させていただきたいと存じます。ありがとうございます。

【中出委員長】 あと、2点目の「労働世代」という言葉は世の中で常識的に使われている言葉と違うのではないかという意味合いも、多分、土屋先生にはあると思ひるので、少し整理して、言わんとしていることは、現在、地域の中ではないところで働いている人とかいうような人が、地域の関わりは少ないけれども、これには検討に加わったほうがいいだろうという意図だと思ひるので、そういう辺りの言葉をうまく選択していただけますか。お願いします。

【専門調査官】 そのようにいたします。

【中出委員長】 それでは、続いて広田先生、お願いします。

【広田委員】 私からは2点あります。1点目は、資料1-2で言うと目次の2ページです。第1章の総論の中の目次立てで、国における管理構想がどこに当たるのかが分かりにくい気がします。第2章は都道府県における管理構想の策定とあり、第3章は市町村における管理構想の策定とあるんですけれども、国の管理構想という表現が第1章には見当たりません。第1章の総論全体が国における管理構想に相当すると思ひのですが、第2章、第3章のような章のタイトルからすると、国における管理構想の策定はないというようなイメージを与えかねないようと思ひました。

2つ目は、細かい記述で恐縮ですが、最後の方の86ページ以降に、管理構想に関わる主体が列記されています。その中で、89ページの⑥に「元住民（地域外へ転出したこども）」とあり、⑦に元住民、地縁者、関係人口という分け方をしているのですが、「元住民（地域

外に転出したこども)」の部分は「世帯」とした方がいいと思います。要するに、今住んでいる人の子世帯であろうが、そうでないだろうが、転出した世帯を一くくりにして「元住民」と表記してはどうかということです。また、⑦に「関係人口」と出ているんですけども、これは地縁ではない人たちですから、この「関係人口」は⑦として独立させたほうがいいと思いました。

以上2点です。

【中出委員長】 ありがとうございます。事務局、1点目の国における管理構想というのを2章、3章の題と合わせて考えられたらどうだろうかという御意見だと思うのですが、この辺りはどうでしょうか。第4節には国土の管理構想のモニタリング・見直しというのが出てくるけれども、確かに「国における」というのがどこにも出てこない。

【広田委員】 「策定」というのも出てきませんから。

【専門調査官】 この点、実は事務局でも悩ましく思っていた部分でありまして、国土の管理構想として国全体の国土の管理の在り方を示した第1章というものと、第2章、第3章の都道府県とか市町村、地域に対しての策定方法の指針となるべき部分も含めて、「国土の管理構想」という言葉を使っています、第1章をどういう言葉にすべきかというのは、表現ぶりも含めて少し悩んだ部分ではあります。

【広田委員】 悩んだ結果がこうだと思うのですが、読むほうからすると、何か都道府県、市町村、地域があって、国の管理構想はないのというような疑問が湧きそうだと思うのですが、どうでしょうか。なので、何か工夫したほうがいいのではないかというコメントです。

【中出委員長】 事務局、お願いできますか。

【国土政策企画官】 御指摘の趣旨は理解しておるつもりでして、第1章で計画体系とか、国の方針だけではなくて、都道府県、市町村の内容も少し書かれているところで、総論と整理してはいるんですけども、第1章の部分が国としての方向性を示しているということとは間違いありませんので、それと分かるように少し工夫を試みたいと思います。

【広田委員】 よろしく申し上げます。

【中出委員長】 多分、4ページ目、(1)の最後の部分の「この『国土の管理構想』は」から始まる2つの段落のところに、今、広田先生が言われたような内容を書いて、最後に「管理の在り方を示すとともに、都道府県、市町村及び地域の各レベルにおける国土の管理の指針を示すものである」という最後の文につながるようにすると、国がつくった「国土の管理構想」がこういうものかどうか、1章全体がそうなんだという位置づけがもう少し分かる

のかとも思うので、事務局、この辺りもう一度修正していただけますか。

【専門調査官】 承知しました。

【中出委員長】 それから、2点目の89ページの「元住民」のところの整理で、特に関係人口というのは元住民ではないだろうということも含めてここも少し、全体の趣旨としては6と7を合わせて換骨奪胎して、もう一度組み直してもいけるようだったら、今、広田先生が言われるような形にしてもらえればと思うのですが、特に山古志のふるさと会というのは、基本的には元住民ですよ。

【広田委員】 いや、山古志は、どちらかというところ、外部人材が主体になってしまっているんです。元の住民が高齢化してしまって、外の人間が事務局もやっているし、神社の管理なんかももう担うところまで行ってしまっているのです。

【中出委員長】 外部人材もそういえば関わっているか。ここの集落はそうでしたね。山古志でも元気のある集落だと。

【広田委員】 そうです。おっしゃるとおり。

【中出委員長】 長岡市の元の町なかに住んで、若い世代が戻ってやっているとかというのはいっぱいありますけれども、了解しました。そこら辺りもうまく整理してもらえればというところもあるので、事務局、どう分けようか、あまり全体として多様な人に関わってほしいという趣旨は損なうことはないと思いますので、検討いただけますか。

【専門調査官】 承知いたしました。もしかしたら事例の整理に関しては事実確認を広田先生にまたお尋ねするかもしれませんが、整理したいと思います。

【広田委員】 了解しました。

【中出委員長】 では、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして瀬田先生、お願いします。

【瀬田委員】 私は大原先生の先ほどの御意見を拝見して、副題があったほうがいいのかと思いました。というのは、この文章のタイトルは「国土の管理構想」と非常にシンプルになっているのですが、実際の内容は国から地域までの土地利用計画の体系など、基本的な制度の説明です。それ以外にもステップの記載とか、あるいは策定に当たっての工夫、アイデア、留意点とか、かなりマニュアルに近い、プロセス全体の非常に詳細な記載も入っていると認識しています。

そうすると、これを一言で「国土の管理構想」と言ってしまうと、確かにそうではあるけれども、単純に「国土の管理構想」というと、何か法律にそういう構想の策定が義務づけら

れていて単にそれを出したとか、何かそういうイメージだったり、ここで少し書いてあるこれまで非常に長く検討された内容が、初めてこの文章の名前に接する人にとっては分かりにくいかと思いました。副題で少し動的なイメージを与えて、これからこんな管理計画をしっかりと立てれば将来の国土利用はよくなるんだという、今回は提案も含めたような形で提言するのではないかと思うので、副題があったほうがいいのかと個人的には思いました。

意見ですので、適宜、御参考程度ということで、以上です。

【中出委員長】 ありがとうございます。資料1-2は第2部の部分だけ取り出しているのですがこうなっていますけれども、実は資料1-1の1部と第3部の間に第2部が入ってきて、第1部の3ページ目、つまり第1部と書いてある「検討の経緯」の最後のところに、「国土の管理構想（案）」はどういう内容であるということが、3ページ目の最終段落のところに、「策定プロセスや取組に参画すべき主体といった具体的に策定を行う際の方法等について～とりまとめを行った」ということを一応書いてあるので、瀬田先生が言われたようなところについては、副題をつけるか、あるいはこの部分を、「国土の管理構想（案）」としている第2部は、こういう趣旨の内容であるということをもう少し書くという手もあるのではないかと。つまり第2部だけが独り歩きすることは当面考えていないのではないかと思います。もし「国土の管理構想」という第2部だけが将来実際に回っていくのであるならば、今、瀬田先生が言われたような副題をつけたほうが良いと思うので、事務局、そこら辺りをもう一度御検討いただけますか。

【専門調査官】 ありがとうございます。承知しました。「国土の管理構想」という部分については、審議会での御検討を踏まえたものとして我々も扱っていきたいと思いますので、その内容が分かりやすく伝わる方策については考えたいと思います。また、委員長とも御相談させていただきたいと思います。

【中出委員長】 ありがとうございます。

それでは、一ノ瀬先生、よろしく申し上げます。それから、一ノ瀬先生は3時で御退室ということですので、よろしければ後半の部分の議論についてもコメントがございましたら、続けてお話しいただければと思います。よろしく申し上げます。

【一ノ瀬委員】 ありがとうございます。今、後半の部分を言っていていいでしょうかと聞こうかと思ったところでした。前半部分で2点、後半部分で2点あります。

前半部分は、1点目は先ほど広田先生がお話しになった点とまさに同じです。整理いただけるということなので、今の表現だと分かりにくいかと思いますので、国の「国土の管理構

想」がどういうものなのかというのを文章の中で表現いただければいいかと思います。

もう1点ですが、本当にささいなところで、資料2も非常に関わりのあるそれぞれの省庁の施策を整理いただいて、貴重な資料になると思うんです。ただ、後ろの「事業URL」というところを早速幾つか見ようかと思って見ていたんですけども、1つ、私の環境の問題か分からないですが、ここからリンクに飛べないのと、コピペして貼ってみると、多分スペースが入ったりとか、それを直してやってみても、そうしたら今度は「お探しのページはありません」と出てきてしまったりするので、ぜひこの資料から飛べるように作っていただけたらと思います。これはお願いします。

お言葉に甘えて申し訳ありません、3時前に抜けなければいけませんので、後半部分について、意見を2つだけ申し上げたいと思います。特に第3部の「今後の取組と課題」についてです。1つは先ほどの資料2にも関係するのですが、今回、特にこれで言うと第2部に当たるような、管理構想をどうやってつくるかということを議論してきて、特に集落単位のところは私たちが随分議論してきた点だと思います。第2部という意味では、それはかなり完成したかと思うんですけども、これまで私たちも何度も議論してきたように、そもそもそれをどういうふうにやってもらいかみたいところが一番大きな問題かと思うんです。

要は何が言いたいかという、多分、次のステップに向けて、そういった集落の活動自体を直接的に支援するような仕組みがより拡充される必要があるかと思います。特にいろいろな人口減少が厳しいところは農山漁村なわけですけども、例えば森林であったり農地というのは、多面的な機能を評価してそれを支援する仕組みが随分できてきたと思うのですが、集落が持っている自治機能みたいなものを直接的に支援するという仕組みはなかなかまだないかと思っています。ただ、一方で災害のときなんかのことを考えても、こういう集落が持っているソーシャル・キャピタルが非常に大きいということは、もうこれまでも数々の研究で言われていることですので、例えば何を測ってどういうふうに支援するのかみたいところはまだまだいろいろ精査が必要だと思うのですが、ここで提案しているような集落の活動をエンパワーメントするというか、後押しするような仕組みが必要なのではないかというようなことを、書ける範囲で結構なので入れていただくとよいのではないかと思います。というのが1点目です。

もう1点目は、この中にモニタリングについても書かれています。(2)ですか、「モニタリングの方法を検討する」と書かれていますので、大きな意味ではその中に含まれると思います。ただ、今回の一連の議論でも、私たちが使うことができた情報は、ほとんど人口に関

わるような情報ぐらいしかなかったというのが現実かと思っていて、もちろんもっといろいろな情報が使えるのではないかということも試していく必要があると思うんです。なので、ここはもう表現はお任せしますけれども、モニタリングに関わる場所も手法の検討を何か新しい方法で、そういった人口減少、あるいは国土が管理されなくなっていくというようなことを指標化したり、経年変化を見たりみたいなものを開発していく必要があるというのを、可能であればもう一步踏み込んで書いていただければと思います。以上です。

【中出委員長】 ありがとうございます。前半の部分の2点目、資料2については、元がワードのファイルかエクセルのファイルか忘れましたが、PDFだとハイパーリンクにならないのかな。直接ハイパーリンクで貼りつけておけば、たたけばそれで済むはずなので、そこは工夫してもらえればと思います。確かにせっかく提示しているのにそこに行けないのではしょうがないと思います。

それで後半の部分については、また後で議論すべきこともあると思いますし、ほかの委員の方からも出てくるかもしれませんが、集落の自治機能、ソーシャル・キャピタルの話、それから2点目のモニタリングの新たな手法とか指標については、確かに今の状況ではとてもじゃないけれども全体として、人口減少下で管理が行き届かなくなる状況を示すような指標が充実しているとは言い難いということも含めて、新たな指標とか手法を考えなければいけないと。これは2章のところ、もう既にLUCKYを活用することも書かれているので、そういうところに何を付加していくかというようなことで、今、一ノ瀬先生が言われたようなことをもう少し書き加えることは非常に必要なことだと思いますので、事務局、よろしく願うということでもよろしいでしょうか。

【専門調査官】 ありがとうございます。モニタリングの課題については管理構想第2部の、資料1-2、第1章のモニタリングの部分でも少し御指摘いただいたようなことにも触れている部分がございますので、そういったものも踏まえて、少しこの辺りを検討させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

【中出委員長】 ありがとうございます。一ノ瀬先生、そんなところでよろしいでしょうか。

【一ノ瀬委員】 ありがとうございます。

【中出委員長】 また、今日の委員会の最後の取りまとめ、議事録等も踏まえて、最終取りまとめに反映できる部分もあるかと思っておりますので、また御意見をいただければと思いま

すので、よろしくをお願いします。

【一ノ瀬委員】 了解しました。

【中出委員長】 それでは、次、中村先生、お願いします。

【中村委員】 資料1-2の中ではこれまでの議論がちゃんと反映されていると思いました。土屋先生がおっしゃられた点ですが、私は知らなかったですけれども、当然、資料2に森林環境税と森林環境譲与税のことが書いてあると思いました。それが書いてないみたいな話だったので、我々のこの提言が自治体の自由度を縛っているなら別ですが、それを活用できるということを書いているならば何ら問題はないと思いますので、是非ちゃんと書いていただきたいと思いました。

それから、環境譲与税しか書いていなかったように思うのですが、今だともう3年後ぐらいですか、環境税に変わると思うんです。ということで、この構想が何年を目途にしているのか私は知らないですけれども、森林環境税も当然書いておいたほうがいいのかと思いました。以上です。

【中出委員長】 ありがとうございます。

事務局、先ほど土屋先生の御返答の対応でお願いしたいのと、私は素人で分からなかったのですが、森林環境税という、それはそうなることはもう確定しているのでしょうか。

【中村委員】 はい。土屋先生が後で説明してくれるかもしれませんが、基本5年間だけずっと上げていって、最終的に5年後に森林環境税になるはずで。それは最初から2つ決まっているんです。

【中出委員長】 決まっていることなら書けるのではないかと。まだ決まっていなくてそうなるかどうか分からないというものは、書きにくいかと思っただけです。

【中村委員】 土屋先生、そうですね。

【土屋委員】 今のことよろしいですか。実は森林環境税というのは、もらうほうだけです。それを市町村や都道府県に配るほうは森林環境譲与税という名前で、中村先生がおっしゃったように、今はまだ森林環境税は取っていないんです。前倒しして、総務省が借金してくれて、それで出しているんですけれども、ただ、森林環境税を国民から頂くことになって、森林環境税は頂く仕組みです。市町村に配るほうは、その後も森林環境譲与税という名前です。

【中村委員】 そうですか。入ると出るので違う名前を使い分けるのですか。

【土屋委員】 違う名前を使っているんです。だから、今も後も森林環境譲与税だけでい

いんだと。

【中村委員】 分かりました。

【中出委員長】 ありがとうございます。その記述は別として、先ほどの自由度を奪うわけではないということで、その当たりの記述をぜひ書き加えていただければと思います。よろしくをお願いします。

一通り意見、チャットで手を挙げていただいている方はここまでなのですが、浅見先生、何かございましたら御発言いただけますか。よろしいですか。

【浅見委員】 ありがとうございます。既に一度事務局から御説明を受けたときに御意見を申し上げて、それが反映されておりますので結構です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

飯島先生、いかがでしょうか。

【飯島委員】 ありがとうございます。報告書54ページの④等で、土地利用・管理の在り方と地域づくりを一体的に検討すると書かれており、このことは非常に重要だろうと思えますと同時に、その続きにありますとおり、福祉とか防災などを通じた地域づくりも同時に進められていますので、地域住民、市町村への負担にならないような協議・連携がますます重要になるだろうと改めて思いました。

先ほど、県に対するヒアリングのことも御紹介いただきまして、県も地域の課題から出発しなければ関係部局の調整もなかなか難しいということでしたが、下からという動き方についても、これから運用していくに当たって重要になっていくと思います。

なお、「地方自治法の基本構想」という言葉が出ておりますけれども、地方自治法上の市町村の基本構想は策定義務づけが廃止され、地方自治法には「基本構想」という言葉はもう使われていないかと思えますので、その辺りの整理などもお願いできればと存じます。よろしく願いいたします。

【中出委員長】 ありがとうございます。54ページの他分野との調整については、書いてあることについて「重要である」と書いてあるので、ここについては御賛同いただいたものとして、最後に言っていた「地方自治法の基本構想」は、義務づけはなくなったけれども、「基本構想」という言葉自体は地方自治法にまだ残っているのではないのでしょうか。事務局にもう一度確認してもらって、ここで意図しているのは上位計画との期間をちゃんと整合させるようにという意味だと思うので、その辺りを「地方自治法の基本構想」と書くのかどうかというところで、「地方自治法の基本構想」と書かなくても、多分、各自治体

はそもそも総合計画そのものはつくっていて、基本構想が議会の議決が必要だったものが要らなくなったにしても、ほとんど全ての自治体が総合計画はつくっているので、総合計画との関係を示すことのほうが文章としてふさわしければ、そのように修正してもらおうということでもよろしいですか。

【飯島委員】 結構でございます。ありがとうございます。

【中出委員長】 ありがとうございます。

山野目先生、いかがでしょうか。

【山野目委員】 大きな事項はございません。「国土の管理構想」というタイトルが話題になったことについて所感を申し添えますと、1番目の中出委員長の御発言にありましてとおり、国土利用計画法が用いている国土の概念は国が管理している土地などの意味ではありませんから、委員長がおっしゃった方向で、あまり冗長にならないようなタイトルにすることが基本的な方向としてはよろしいと考えます。それと同時に、大原委員や瀬田委員が御心配になったような観点、お二人の委員が必ずしも同じアプローチではありませんでしたけれども、もう少しかみ砕いたイメージが与えられるようにという観点からの御心配ももちろんでございますから、中出委員長が2度目に御発言なさったように、この部分の文章の扱いについて、引き続き事務局と相談して良い方向を探っていただければありがたいと感じます。

【中出委員長】 どうもありがとうございます。事務局、法律の専門家の御発言ですので、ぜひよろしくをお願いします。

それでは、土屋先生、どうぞ。

【土屋委員】 実は今日この委員会の前に、もう一度一番初めから読んでみたんですけども、資料1-2の管理構想の18ページがあります。そこから(4)に国土の機能ごとの国土管理の課題と管理の在り方ということで、様々な国土資源の持っている機能を詳述していただいています。この内容については非常によく書かれていると思うのですが、(4)の意味合いがよく分からなくなっているところがある。つまり(4)に記述されている機能というのは、大体が地目、もしくは個別の地目に対応した法律に対応しているようなものになっている。現状は、その機能の間でかなり連関が出てきていて、各機能をうまく発揮させるためには、今までの縦割りを超えたような、もしくは機能ごとの対応を超えたような横のつながりが必要なわけです。だからこそ管理構想が必要なわけですけども、そのことについて、どこか(4)の周辺ではっきり強調すべきだと思うのですが、それが読み足りな

かったのか、よく見えなかった。もしこの周辺にしっかり書かれていないとするならば、(4)の初めのところか、もしくは最後になるのか、その辺りにこういった機能ごとの国土管理の課題と管理の在り方を実現するためには、今や機能ごとではなくて、機能を超えたような横の連携での取組が必要であり、だからこそこの管理構想が必要なんだというふうに、もうちょっとしつこくてもいいので書いていただいたほうが、全体の趣旨がよく分かっていいのではないかと思いました。

【中出委員長】 ありがとうございます。18ページ目から19ページ目のところで、本項目では在り方を整理すると単純に言い放しではなく、土屋先生が言われたような、今まではそれぞれの機能について担当部局がやってきたけれども、それだけではもはや済まされないということで連携を取ってという辺りは、事務局、これはそういう趣旨で書かれている部分はありましたか。

【専門調査官】 基本的には、最初のほうに原則としてそういった複合的なことを考えなければいけないと書かせていただいているんですけども、確かに御指摘のように、(4)でそういうことを具体的に書いてなかったと思いますので、そういった趣旨をもう一度ここにも入れさせていただくのがよいのかと思います。

【中出委員長】 そうですね。前のところで部門別の縦割りではもはや立ち行かなくなっていることを、「前述したように」とかいうことで受けて、今、土屋先生も言われたけれども、もう一度しつこいぐらいに、だから全体を束ねる管理構想が必要なのであるというようなことを書いていただくことで、少し充実させていただくという方向でお願いできますか。先生、それでよろしいでしょうか。

【土屋委員】 ありがとうございます。

【中出委員長】 そういう意味で言うと、ずっと機能を全部羅列した後に書くよりも、最初の(4)の冒頭にそれを書いてしまったほうがいいですね。

【土屋委員】 そうですね。

【中出委員長】 明確だと思いますので。ありがとうございます。

それでは、一通り皆さんから意見をいただきましたが、今の土屋先生のようにほかの方の発言を受けて、もう一言という方がおられたらと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、少し先に進めさせていただきたいと思います。今後の取組と課題について議論をいただければと思います。先ほど申し上げましたように資料1-1に記載されている第

3部、あるいはそのバックになる資料2のことも含めてですが、議論していただければと思います。

今日でこの専門委員会は最終回ですので、特に今後を見据えたところで、こういうことも書いておいたほうがいいのかということで、今後の「国土の管理構想」に基づく取組の推進を図る上で重要と考える点や、あるいはこの辺の記載はもう少し充実させたほうがいいのかということについて、これまでの議論を通じて感じられた意見につきましても併せて御発言いただければと思います。どなたからでも結構ですので、御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

【中村委員】 中村です。ずっとこの構想を議論していて、私自身もよく分からないし、自治体の方々も本当にこれでできるのだろうかということを不安に思っているのではと感じていました。我々委員とか行政の中ではベストな内容を書いたつもりであっても、いざ自治体レベルでやってみると、このプロセスで本当にうまくいくのだろうかということが多々出てくるのが普通ではないかと思います。その内容が今後の中ではどこに書いてあるかと探すと、例えば最後の2行です。

それで私が一番気になるのは、この策定状況をきちんと把握するのですが、最初の打合せの段階でお聞きしたときに、目標はあるのかと問いました。政策であるならば、国土政策局として、特に地域管理構想が、例えば年間どのぐらい策定されることを目標とするのかとか、そういった具体的な数値目標も含めてあるのだろうかということを聞いてみたら、基本なさそうなんです。ここにそれを書くということではないですけども、いろいろな行政の施策は必ずそういった数値目標をきちんと持って、達成できた場合はそれでいいですけども、できなかった場合は、ここで述べられている策定のプロセス自体がうまく機能しない可能性があるという、そのエビデンスだと思うんです。であるならば、それをベースにこの構想自体、策定プロセス自体を考え直さないと、PDCAとしてこの施策が回らないのではないかなという感じがしています。

最後の2行でよいのかもしれないですけども、それをどうやってフィードバックをかけるか、どのぐらいを政策の目標として置いているのかということは、内部資料でもいいので、きちんと述べてもらったほうがいいのかという感じはしました。数値目標を出すことは難しいかもしれませんが、それは内部でもいいですけども、何らかの形で示していただけるのはいかがでしょうか。以上です。

【中出委員長】 ありがとうございます。

数値目標を示すと、今度はそれにとらわれてしまうところもあるので難しいですけども、確におっしゃるところがあると思います。それで、なおかつ市町村の国土利用計画そのものが都道府県によって策定率がまちまちで、かなり策定率の高いところと低いところがあって、市町村の国土利用計画をつくっていると、その延長で市町村、あるいは地域の管理構想も続きでつくりやすい。シームレスとまでは言いませんけれどもつくりやすいかもしれないですが、国土利用計画そのものを一度もつくったことがないようなところが突然管理構想をつくれるかというとなかなかそれも難しいと思うので、今、内部資料というか、内部目標でも構わないからとおっしゃったので、そもそも国としては国土利用計画を市町村ベースでなるべく多くつくってほしいと思っているわけで、それと併せて、今後の時代背景を考えると管理構想がより必要になっていくところで、両方ともつくっていくということで、多分、市町村の国土利用計画の策定率がすごく高いのは、例えば長野県とかそういうところだと思うんです。そういうところでどのぐらい管理構想をつくれそうなのか、あるいは低いところで、まず国土利用計画もつくってないのに管理構想をつくれるのかということも含めて、今おっしゃったように、まさに実効性、フィージビリティの問題はいろいろあると思うので、それは自治体の計画策定能力があるないというものもあるし、その経験があるないという。策定能力はあるかもしれないけれども、経験していないから二の足を踏んでいる場合もあると思うので、その辺をこの最終報告書では無理でも、総合計画課あるいは国土管理企画室で今後どういうふうに進めて、まさにおっしゃるようにPDCAをどういうふうに行っていくかについて、ある種のメルクマールをつくっておかないといけないのではないかというのはおっしゃるとおりです。そこら辺を考えて、書けるものは第3部に書く、そうでない部分については今後定めていくというようなことをもう少し明示的にしておくということではないかと思いますが、中村先生、そんなところでいかがでしょうか。

【中村委員】 勉強のために教えてください。長野県だと大体、市町村管理計画はどのぐらいの策定率で、策定されていない都道府県だと一体どのぐらいになっているのか。私自身がそれ自体も知らないものですから、大体何%ぐらいが策定されているものですか。

【中出委員長】 確かに長野県は、国土利用計画はあるとき100%はつくっていたと思います。低いところは、恥ずかしながら私のいる新潟県なんかはいつか10%台ぐらいでした。今はちょっと上がっていると思いますけれども、事務局、分かりますか。

【専門調査官】 全国で大体平均的には48%ぐらいという感じです。東京都では市町村

でつくっているところはなく、一方で、山形県は非常に熱心に取り組んでいただいていますので、全市町村で策定しているというような形になっております。

【中出委員長】　そういう意味では、非常に策定率の高いところから、ほとんど経験のないところまで本当にいろいろあるので、そういうところに「国土の管理構想」をどうつくってもらおうかということが、そもそも国土利用計画の意義があまり分かっていなくて、そんなのも個別法に任せておけばいいじゃないかと思わない自治体がいっぱいある中で、総合計画課は国土利用計画の策定をなるべく進めてほしいと思って、いろいろキャンペーンとまでは言いませんけれども、「頑張ってくつってね」とは言っているはずですが、それでも今、4割ぐらいまではつくっているんです。だとすると、その4割に対してなるべくもっとつくってもらって、残りの6割についてまず国土利用計画をつくって、そのときに抱き合わせで管理構想をちゃんと考えておかないと今後大変なことになるよというようなことも、ちゃんと伝えて考えていただくところではないかと思えます。

【中村委員】　この国土利用の部署としても、ぜひ何らかの形で戦略を持っていたほうがいいと思うんです。その戦略が一つの構想の中に書かれてはいるのですが、それが絵に描いた餅にならないように、きちんとフォローしてほしいと思います。ありがとうございます。

【中出委員長】　ありがとうございます。まさに国土利用計画法ができてもう50年近くになりますが、ずっと市町村の国土利用計画の中に何が書いてあるかということ、その地目ごとの将来の面積目標は書いてあるけれども、それ以上のことは何もほとんど書いていなかったりしたのが実態で、そんなものをつくってもしようがないと思っている自治体に対して、いや、そうではないと。各自治体が縦割りを排除して、自分の国土、市町村土をどういうふうにしたいのかということ市町村の国土利用計画という形で示して、今は数値目標だけをつくれればいいやとなっているけれども、それは本末転倒で、どちらかというとな数値目標は後でついてくればいだけのもので、数値目標を達成することに血道を上げるのではなくて、こういう考え方でやっていくとこの程度の数値目標になるはずだという。どっちかというとな数値目標が附帯的なものになるとするならば、まさに管理構想がその重要な部分を担うということで、国土利用計画法の改定まではまだ当分たどり着かないかもしれないけれども、施行規則とかその程度、施行令までいくとまた大変かもしれないので、施行規則的なところで、管理構想をもうちょっときっちり位置づけてもらうようなことはできるのではないかと思います。

まさに人口減少下で国土利用をどうしていくのか、あるいはもっと大上段に言うと国土

形成をどうしていくのかと言うときの一つの切り札というか、一番大事な主と言っていい視点が国土の管理なんだというところを、少なくとも自治体にも全部分かってもらうところで計画策定を促すようなことは、今後、課あるいは室を上げてぜひやってもらえればと思うところです。どうもありがとうございました。

それでは、広田先生、お願いします。

【広田委員】 今の中村先生の発言の続きみたいなことですが、これまでもずっと議論があったように、今回できた管理構想なるものをいかに普及・啓発して実施していくかが一番重要だと思います。それは皆さんもそういう御意見だと思うんですけども、そのための推進体制をどうつくっておくかというところまで踏み込んだ記述が欲しいと思いました。先ほど「司令塔」という言葉が出てきましたけれども、今回取りまとめた構想を実際に市町村なり地域につくってもらうために、どういう戦略、あるいは戦術を取っていくんだというのを考える、まさに司令塔がなくてはいけなくて、国交省の中の担当部局、国土計画の担当部局はあるわけですからそこが担うと思うのですが、その中で何か特命チームみたいな形で、これを普及・啓発していくというような記述が欲しいと思いました。

今の記述でも読み取れないことはないですけども、今の原案のままだと、担当者が変わってしまうと、ずるずると何も動かないで行きかねないという懸念もあるので、そこは強くコメントさせてもらいたいと思います。それと並んで、他省庁との連携、あとは有識者、専門家の起用とか、これまでの議論にも出ていたと思うんですけども、さらに都道府県なり市町村の連絡協議会を設置するなど、あらゆるルートで推進体制を充実していくところをぜひ進めてほしいと思います。

2点目は、よい事例づくりというか、これもこれまでの議論の中で出てきたんですけども、最近の政策はモデル的な事例を立ち上げて、その横展開を図るというスタイルが増えていますが、国土管理構想なんかは特にそれが必要だと思います。一般的によい事例は2種類あって、見本となるような先進事例と、あとはこれなら真似できるというような汎用事例というものです。汎用事例というのはあまり普及していない言葉ですが、そのような事例づくりを、さきほどから出ている推進体制ができれば、意図的に、まさに戦略的にやっていってほしいと思います。

最後に確認ですが、市町村の管理構想は、市町村の国土計画がなくてもできるのでしょうか。地域管理構想は必ずしも市町村の国土利用計画等がなくてもつくれるような書きぶりがあったのですが、私自身は国土利用計画がなくてもできるようにしておいたほうがいい

と思っています。先ほど委員長もおっしゃったように、市町村にとっては国土利用計画が何で必要なの？ みたいなところはあるのですが、今回の管理構想はより切実な問題を扱うので関心も高いと思います。集落の無住化や土地利用の粗放化が進んでいる中で、全体として戦略が必要だというのは、どの市町村も問題意識があるので、国土管理構想の方が入りやすいと思います。なので、ぜひ国土利用計画がなくてもできるような仕組みにしておいてもらえるといいかと思います。以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございます。

3点指摘をいただきましたが、推進体制については、基本的にはまず専門委員会を主催している国土企画管理室があるので、ただ、それが今の主たる業務をシフトしてこれに持っていきけるかどうかというところあるのと、どちらかというところと継続的にずっと担っていく組織として見てもらえるかどうかということは、それこそ国土政策局全体で考えていただかなければいけないところだと思います。その中で御指摘いただいた他省庁との連携、有識者からの意見の聴取とか、あるいは都道府県担当者との連携といったようなところについては、作文と言っては作文ですけれども、確かにこの第3部にもう少し書き加えておくことで突破口をつけておくのも大事かと思いました。

2点目の事例については、おっしゃったようにモデル事業とかそういうのをつくれればいいと思うのですが、国土政策局はあまり独自の予算を持っていないからモデル事業としてどこまでつぎ込めるかというところで、これもまた考えてもらわなければならないと思いますけれども、お金の問題だけでなく、どちらかというところとコンサルティングできるような有識者の派遣、これは別に大学の先生でもいいとかいうのは前からずっと話が出ていますし、そういうコーディネーターとか、コンサルティングができるような人たちを積極的に紹介することで、モデル自治体に立候補してもらおうようなことでいくということもあると思います。見本となる先進事例までつくるというのはかなり大変かもしれないですけども、広田先生が言われたような汎用事例というか、もうちょっといいものでもできるというようなものをとにかく幾つかつくってもらってというところは、確かにおっしゃるとおり大事だと思うので、できればそういうところも第3部の中で書ければ、確かにありがたいかと思いますが、国の取りまとめ書の中にそこまで書けるかどうかは問題です。

3番目のところで、私の発言の意図は、国土利用計画もつくってないところが管理構想はなかなかハードルが高いかと思ったけれども、管理構想だけつくっても全然問題ないと思うのですが、事務局のスタンスはどうでしょうか。

【専門調査官】 その点については、既に資料1－2にも書き込ませていただいております。6ページ18行目ぐらいになります。結論から申し上げますと、別に国土利用計画、市町村計画がないとできないとか、そこに位置づけなければいけないということではなくて、そうできるとよいのですけれども、市町村の負担とか自治体に応じて、国土利用計画じゃない計画で位置づけてもよいですし、独自の法定計画で何か個別に立てるということもよくて、それは市町村の選択によるものと整理させていただいております。

【広田委員】 書いてありましたね。それならいいです。

【中出委員長】 広田先生、取りあえず3点、それぞれの対応はよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

【広田委員】 はい。よろしくお願いします。

【中出委員長】 続いて浅見先生、お願いします。

【浅見委員】 ありがとうございます。今の御発言と少し関連するのですが、管理構想は全ての自治体でつくるというわけではないと思うんです。そういう意味で言いますと、特にどういうところでつくってほしいかを何かもうちょっと書いてもいいかという気がして、逆にこういうところはつくらなくてもいいよとか、ほかの計画と併せてでもいいよというような感じのことをもう少し書いてあげてもいいかと思うんです。今はそういうのが全くとは言わないけれどもあまり書いてないので、結局、自治体としてどう受け止めるべきなのかが分かりづらいような。もちろん趣旨を読めば、特に管理不全になりそうな土地があるので、そういうことをやったほうがいいんだという気にはなるのですが、法定計画でもないので、その気になったからといって必ずやるとも限らないし、それでどのくらいメリットがあるかというのは自治体がにわかに判断できないような気もするので、何かその辺について、1－2ではなくて1－1の中の前文なのか、あるいは最後か分からないですけれども、もしかしたら一番最初がいいかもしれないですが、そういうところに書いたほうがいいのかという感じがいたしました。これが1点目です。

あともう一つ、すごく些末な話ですけれども、1－1の6ページの3行目ですが、「取組を推進していくことが最も重要である」と書いてあるんです。私は学生に、論文で「最も」というのは、数字的に完全に確認してからでなければ書いては駄目だと指導しているのですが、そういう意味で言うと、実は1－1には1か所「最も」という記述があるんですけれども、「最も」というのは、本当に「最も」であればもちろんいいのですが、そうでない限りは「極めて重要である」とするとか、一番であるということをおわせないような表現の

ほうがいいのかと思いましたが、よろしく申し上げます。

【中出委員長】 ありがとうございます。1つ目の御意見のつくるべき自治体、ぜひつくってほしい自治体については、1-2の「国土の管理構想（案）」の中にはたしか書いてあったと思うのですが、それでは分かりにくい部分もあるので、第1部もしくは第3部、どちらかという第1部に書いておいたほうがいいのかと思いますけれども、という御指摘だと思いますが、事務局、いかがですか。

【専門調査官】 ありがとうございます。資料1-1のほうにも恐らく背景、第1部の検討の経緯みたいなところで、なぜこれを策定したのかということも含めて、こういうところでぜひ進めてもらうためであるということを少し強調させていただくのがよいかと思いました。

【中出委員長】 ありがとうございます。それから2点目の「最も」というのは、意気込みは分かるけれども、ということですね。

【浅見委員】 簡単に言えばそういうことです。

【中出委員長】 事務局、この辺りは修文してください。

【専門調査官】 そのようにいたします。ありがとうございます。

【中出委員長】 よろしく申し上げます。

では、続いて、土屋先生、どうぞ。

【土屋委員】 中村さん、広田さんに大体言われてしまったという感じで、困ったなど。一応発言させていただきます。多分、6年度目ですよ。これが最後になるので思い返してみたいんですけど、たしか私は一番初めのときに、ヨーロッパの都市農村計画的な土地利用計画法みたいなものをつくるのが私の夢だみたいなことを言った覚えがあるんです。今の「国土の管理構想」はそれと同じものでは全くないですけども、国土利用計画法の強化、もしくは新しい土地利用計画体系をつくるための第一歩であればすごくいいと思っています。そのためには管理構想が絵に描いた餅になってはいけないわけで、それは浅見さんも含めて皆さん大体そこを一番心配しているところで、それについてのアイデアに私はあまり付け加えるものはないですが、1つ簡単に言うと、行政のほうの責任を持つのは当然国土政策局、あるいはその中の担当課であると思うんですが、あと、中出さんが出ておられる国土審議会の計画推進部会がありますね。この専門委員会はなくなるんですけども、例えば計画推進部会にフォローアップのためのワーキングのようなものを中出さんがキャップになって、この委員会よりはもう少し規模が小さいようなもので、最低限年に1回とかこの管理

構想についてフォローアップするというのを国土審議会の中につくっておくというのは、そんなに難しくない、お金もかからないと思うんです。そういうチェック機関がないと、というのは、失礼ながら行政の方々はどんどん変わってしまいますので、いつの間にか忘れ去られるというのが目に見えているところなので。この管理構想は、法律に基づくものでもないし、財源もないし、一方でかなりややこしい制度なわけで、絶対忘れ去られると思うんです。でも、非常に重要なものなので、そういう意味では何かもう一つそういう縛りが必要かと思いました。

あと、いかにこれを普及させるか、つくってもらおうかというところに皆さん焦点を当てておられて、それは非常に重要なところだと思うのですが、つくった構想をちゃんと生かしていくことも必要で、私はこれはかなりしつこく言わせていただいたんですけども、そのためには見直して、計画を実行していくのが必要なわけで、いかに回していくかというのはすごく大事なところだと思っています。最後に改めて、それを回すためにチェックが必要だということはしつこく言ったほうがいいように思っています。

残念ながら、そのことによって直接的に何か補助金が出てくるとかいうのがあまりないわけだから、現実に回すことによってこそ、つくったことの利益が地域に初めて及ぶということになるわけで、作りっ放しでは利益も生まれず何も意味がないわけですので、構想を実行していただくことが大事だと思います。その1つのキーは、実行の前段階としては、皆さんも同じようなことを言われていましたが、縦割りを超えて協議の場を、例えば市町村なら市役所の中で、町役場の中で、都道府県でも部局を超えて、国でもまさに省庁を超えて、こういう仕組みについて定期的に話し合ったり、チェックしたりする場をつくるというのはすごく大事だと思っていて、それが続くだけでもかなり違うと思うんです。なので、その辺も何かの形で書いていただくような形にできるといいと思いました。以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

2点いただいています。国が担う箇所は別として、審議会の中にフォローアップするような、継続的に見ていける機関があったほうがいいのではないかという話と、もう1点は、つくっただけではなくいかに生かすかということで、見直しをどうしていくかというときに、縦割りでないような協議の場とか、PDCAをどうやって回すのかということについて、もう少し書き込んだほうがいいのではないかというお話をいただきました。

考えてみると、実は私の専門の都市計画でも、都市計画法では昔から都道府県の都市計画審議会はあったけれども、市町村の都市計画審議会はほんの20年ちょっと前ぐらいにや

っと市町村でつくられるようになっていて、ずっと市町村でそのことを議論する場がなかったんです。今、国土利用についても、各都道府県は国土利用計画審議会をお持ちだと思いますが、市町村でそんなことを考えてつくっているところではなくて、多分、総合計画の審議会とかそういうところが本当に片手間というか、ついでにやっているみたいなどころだと思うので、それでは具合が悪くて、できればその総合計画が各自治体の政策を網羅的に示しているのだとすると、国土利用計画はそのうちの空間を担うべきものについては全て網羅的に示すというような機能を果たせるのだとすると、まさにそこについて市町村が縦割りではない協議の場をちゃんと持つというようなことも大事です。それが単なる調整の場ではなく、計画づくりから、まさにそのチェック、アクションのところまでというようなことがアイデアとしてはあるので、どこまで書けるかですが、第3部に「こういうことも考えられる」でも構わないので、少し書き込めればそれはかなり、今、土屋先生に言っていたのを具体的に示すことになるのではないかと思います。

土屋先生、そんなところでよろしいでしょうか。

【土屋委員】 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【中出委員長】 それでは、今のところ手を挙げていただいているのは今までの方ですけども、それ以外の方で御発言いただける方がございましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。

今までの方の発言がほぼある意味、管理構想をどうやってつくっていくのか、あるいはどういうふうなそれをマネジメントしていくのか、その後のPDCAまで含めて大分言っていたので、同じようなところの意見をいただく、意見をお持ちの方はそれでいいということなのかもしれませんが、何かございましたらいかがでしょうか。

瀬田先生、どうぞ。

【瀬田委員】 先生方の御意見はごもっともだと思いました。私自身はこの委員会、特に後半は地区の土地の管理のモチベーションを、その地区の人たちにどうやって高めてもらうかを中心に考えていたんですけども、今の第3部の「今後の取組と課題」を見ると、私の個人的な印象ですが、制度とか仕組みの適用をどうやって進めるのかというところに偏っているのかという印象です。本当に重要なのは、国民が土地の管理とか、あるいはその前提として、今、国土がどうなっているのかをちゃんと認識してもらうということで、実は第3部の第1段落の最後に、「国民の関心や理解を高めていくことも重要である」と書いてあるのですが、「も」ではなくて、実はここが一番大事かと個人的には思っています。特にこ

こを変更してくれということではないですが、国民にちゃんと認識してもらうことの重要性をこの文書なのか、今後いろいろな機会にかどうか分かりませんが、伝える。国土審議会とかこういう委員会だけではなくて、いろいろな機会に伝えることが大事なのかと、これは感想ですけれども思いました。以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

今おっしゃっていただいたことに関して言うと、多分、第1段落のところを、「国民の関心や理解を高めていくことも重要である」というような言い方より、もう少し強い言い方にしたほうがいいのではないかという御意見だと思うので、そこら辺りも事務局に検討してもらえればと思います。

確かに思えばSDGsは2015年に定められていましたけれども、最初の一、二年、2017年とか8年ぐらいまでは、国民の大半が何のこっちゃ分からないし、意識が低かったけれども、あるとき突然にというわけではないけれどもみんなが言うようになって、みんながそれぞれ考えざるを得なくなってきた、テレビを含めたマスコミがかなりそれを大々的に取り上げるようになって国民の意識が高まったということもあります。そういうことで経済活動も、例えば自動車会社の対応とかみんなそういうところが変わってきているとかいうようなことも考えると、国土の管理というのが、まさにそういう意味では非常に大事で、国民みんなが理解して取り組んでいかなければいけないという意味で、なおかつSDGsと同じぐらい喫緊の課題であるということをおかさない、後が大変なんだというところを分かってもらえるように、国が先憂後楽というよりも、分かっていることをみんなに分かってもらうということは大事だと思うので、ぜひその辺りは事務局に、この第1部、もしくは第3部も含めて書き込んでもらえると、ほとんどの委員の方が思っておられることを反映できるのではないかと思います。

ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

飯島委員、山野目委員、よろしいでしょうか。

【飯島委員】 先生方の御議論のとおりだと思っておりますので、実効性の確保、特に市町村、地域住民の負担という観点からいかに回していけるのかというところで付け加えることはございません。

どうもありがとうございました。

【中出委員長】 ありがとうございます。山野目委員もよろしいでしょうか。

【山野目委員】　　ごさいません。ここまで中出委員長、事務当局の皆さん、大変御尽力をいただきまして、誠にありがとうございました。以上でございます。

【中出委員長】　　どうもありがとうございました。

それでは、意見交換についてはここまでとさせていただきたいと思います。

「国土の管理構想（案）」を含めまして、資料1-1と1-2については、国土管理専門委員会の2021年取りまとめとして本日も意見をいただきましたが、大枠としては御了承いただいたものと考えております。今日いただいた意見を踏まえて、全てが細部の修正や調整というわけではありませんが、少し書き加えるべき部分がありますが、全体としては私、委員長に御一任いただき、後日公表させていただくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【中出委員長】　　どうもありがとうございました。

それでは、国土管理専門委員会2021年取りまとめにつきましては後日公表の上、6月21日に予定の国土審議会計画推進部会にも報告させていただきたいと思います。

本日予定していた議事を終えましたので、これをもちまして計画推進部会の国土管理専門委員会を終了したいと思います。

最後に私から。本来3年でつくられた委員会を、議論をもう少し深めるようにということと、それから全体として今後の国土利用を担うのに非常に大きな役割を果たすだろうということで、5年間皆さんにお付き合いいただいて議論をさせていただきました。おかげさまで、最初は市町村計画をどう使うかというようなところから始まって、今回、かなり管理構想の具体的なところまで来て、あとは本当に皆さんが御心配されているように、どうやってつくってもらって、どうやってそれを使っていって、それを数十年、もしくはもっと長い期間にわたって、今後の日本を人口減少とか、まさに国民的経営の中心として、こういうものが位置づけられるようなところまでたどり着けてきたのではないかと考えております。

もちろんまだまだ課題は山積みなわけですが、おかげさまで長期間にわたって御熱心な議論をいただきまして、本当にありがとうございました。私からも皆様に御礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

では、最後に進行を事務局にお返しいたします。よろしく申し上げます。

【国土政策企画官】　　中出委員長、長時間にわたる議事進行をありがとうございました。ここで局長の中原から、一言御挨拶を申し上げます。

【国土政策局長】 国土政策局長の中原でございます。おおよそ5年間、21回にわたってずっと充実した議論をしていただきまして、今日このすばらしい内容の詰まった「国土の管理構想」をまとめていただきまして、本当に心より感謝を申し上げたいと思います。

今日最後の後半の話題にもありましたように、せっかくなつくっていただいた管理構想をただの紙のままにするのではなくて、まさにこれから本当に個々の自治体でこれを実践していただく、それとともにPDCAサイクルを回していくということが国の役割ですし、それこそがこれから非常に重要なことだと認識しております。

それをどうやって今後フォローしていくかということについては、まだ十分書き切っていないところもございますけれども、これから7月以降、我々も新しい国土形成計画、第三次の国土形成計画の策定に入っていこうとしておりまして、その手続も今進めているところでございます。例えば新しい国土形成計画の中に、国土の管理はその中でも非常に重要な課題の一つになると我々は思っておりますので、新しい計画の中にもこれをちゃんと位置づけて、計画をつくる段階では計画推進部会が計画部会というように一旦改組されますけれども、計画ができた後はまた計画推進部会としてその計画をフォローアップしていくことにもなりますので、今度は計画推進部会で例えば毎年1回、その状況のフォローアップを国土審議会に報告するとかいった仕組みはこれから検討できると思っておりますので、責任を持ってこの管理構想をきちんとフォローアップしていけるようなことを検討していきたいと思っております。

本当にありがとうございました。

【国土政策企画官】 続きまして、事務局から3点お知らせをさせていただきます。まず、本日の会議の議事録は後日委員の皆様にご確認いただいた上で、国土交通省ホームページにて公表させていただきます。

2点目といたしまして、本日の資料につきましては、既に国土交通省ホームページにて公表されておりますので、後日資料を参照される場合にはそちらを御覧ください。

3点目といたしまして、国土管理専門委員会2021年取りまとめにつきましては、本日の御指摘についても御相談させていただきながら、中出委員長の御了解をいただきまして、後日、国土交通省ホームページにて公表させていただきます。

事務局からは以上でございます。5年間にわたり御審議いただき、誠にありがとうございました。

— 了 —